

地方消費者行政の拡充・強化を求める会長声明

1 令和6年版消費者白書によれば、2023（令和5）年の消費生活相談件数は90万件を超え、被害額・トラブル額の推計は、過去最高の約8.8兆円に達している。このような消費者被害に対応するためには、相談体制の充実が必要不可欠である。

2 地方の強化策として国による交付金等が措置され、消費生活相談員の人件費にも使える交付金（旧地方消費者行政強化交付金、現消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金）が、長年地方の相談体制を下支えしてきた。しかし、その交付金は、定められた活用期限の到来により、令和6、7年度に多くの地方公共団体で、令和9年度には全ての地方公共団体で終了する。

地方公共団体の自主財源は増加してはいるものの十分な程度には達しておらず、そのような状況下で交付金が終了することにより、特に小規模な地方公共団体において、相談窓口の維持が困難になったり、交付金で実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政が後退・縮小するおそれがある。

3 また、全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）の刷新及び消費生活相談のデジタル化による財政上の負担、消費生活相談員の担い手不足なども、地方消費者行政の安定的実施を妨げる要因となっている。

消費者庁には地方支分部局がないことも相まって、地方公共団体は国の消費者行政の一端を担っている。特に、P I O－N E T登録業務は、国の消費者行政を支える柱であり、その費用は国が負担すべきである。

4 よって、当会は、国に対し、地方消費者行政の拡充・強化を図るため、次の措置を講ずるよう要望する。

- (1) 地方消費者行政推進事業に対する強化交付金の交付期限を延長または撤廃すること。
- (2) P I O－N E Tの刷新及び消費生活相談のD X化に係る費用は国が負担すること。
- (3) P I O－N E T登録業務等の地方公共団体が行う消費者行政費用のうち国の事務の性質を有するものについては国が恒久的に財政負担すること。

以上

2025年（令和7年）5月14日

茨城県弁護士会

会 長 遠 藤 俊 弘